

第11回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

平成22年7月13日

【中原政策官】 それでは、大臣が参りましたので、ただいまより「第11回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を開催させていただきます。

皆様方には、毎度、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本会議は、冒頭のカメラ撮りを除きまして議事は非公開で開催させていただいております。会議終了後、会議の様様を津川政務官から会見にてご説明いたしますので、よろしくお祈いします。冒頭のカメラ撮りは大臣あいさつまでとなっておりますので、終了後、ご退室、速やかにご協力お祈いしたいと思ひます。

それでは、まず初めに前原国土交通大臣よりごあいさつをいただきたくと思ひます。

【前原大臣】 中川座長を初め先生方、ご多用の中ご参加をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、今日は中間とりまとめの案をご提示いただくということでございまして、先生方の今までのご労苦に対して心から厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

先般の参議院選挙では民主党には厳しい審判が国民から下されましたけれども、日本の置かれている厳しい財政状況、そして高齢化社会の中で、あるいは少子化の方向性の中で、税金の使い道を根本的に見直して、治水も新たな評価軸の中で事業を見直していくという日本が置かれたニーズは全く変わっていないというふうに考えておりますので、先生方のまとめられた案をベースにパブリックコメントをかけまして、また我々としても参考にさせていただく中で、新たな治水の評価軸というものをつくって、今までの河川行政を抜本的に見直すということをごさせていだきたくと思ひております。

先生方のご労苦に改めて御礼を申し上げまして、冒頭のごあいさつといたします。ありがとうございます。

【中原政策官】 ありがとうございます。

恐れ入りますけれども、報道関係者の方々、カメラ撮り、ここまでとさせていただきますので、ご退室、よろしくお祈いします。

(カメラ退室)

それでは、以降の議事進行につきましては〇〇先生(座長)にお願いしたいと思います。
よろしくお願ひいたします。

【委員】 はい。それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

先ほど〇〇(政務三役)からもお話ございましたように、本日は中間とりまとめ(案)、この全文をお諮りしたいと思います。文案につきまして説明をさせていただきますが、皆様のご了解が得られれば、これを意見募集、パブリックコメントにかけるということもお諮りしたいと、こう考えております。本日の会議、いろいろご意見出るかと思いますが、予定では20時までとなっておりますけど、場合によりましては予定より早く終わってもよいかと思っております。それは皆様のご審議の内容によりますけれど。

それでは、まず、議事次第の(1)中間とりまとめ(案)、これにつきましてご説明をいただきたいと思いますが、事務局に資料を準備するようお願いしておりますので、配付されている資料に従って事務局から説明をお願い致します。

【事務局】 はい。では、事務局のほうからご説明をさせていただきます。失礼して座ってご説明いたします。

お手元に資料1、少し分厚目のA4の冊子でございますが、これが「今後の治水対策のあり方について」の中間とりまとめの本文の案でございます。これにつきましては、これまで、〇〇先生(委員)、それから各委員の先生方のご意見をもとにこの中間とりまとめ(案)がまとめられてまいりました。本日、時間の都合もございますので、全文を読み上げることはちょっとできませんけれども、前回の本会以降、変わったところを中心に、この中間とりまとめ(案)の全体の構成等についてご説明をさせていただきたいと思います。

本文、開いていただきまして下にページが振ってございますが、1ページ目が「はじめに」ということで、序文に相当するものがございます。

簡単に内容を見ていただきますと、最初のパラグラフ、「戦後相次ぐ」というところは、これまで戦後以降、多目的ダム等が建設されながらどういう成果があったかというような記述がございます。

2つ目の「しかしながら、」というパラグラフでは、一方で見直し等も行われてきたということが記されてございます。

3つ目の「我が国は、」というパラグラフがございまして、これは今回、この有識者会議

が開かれるに至った背景についての記載がなされているところでございます。

そういったところが述べられた後、1 ページ目の下から3 行目ですけれども、この有識者会議が発足して、「●回に及ぶ」とあります。本日が第1 1 回です。最終的に中間とりまとめがまとまる時にはここに数字が入るかと思えますけれども、討議を重ねて「中間とりまとめ」を作成するに至ったと。1 ページ目の終わりから次にかけて、前回の意見募集をどのように対応してきたかというところの記述がなされております。

最後、2 ページ目の5 行目から、「今後、」というパラグラフがございますけれども、この「中間とりまとめ」に従って予断を持たずに検証が進められ、必要な安全度を確保しつつも、よりコストが低い治水対策案が見出されることを求めるという、会議としてのお考えが示されているところでございます。

2 ページの真ん中から3 ページにかけては、この会議での経緯が、本日の1 1 回までの経緯が記されてございます。

続きまして、4 ページに参ります。4 ページからは、第1 章として「今後の治水対策の方向性」ということでございます。今回、中間とりまとめがまとまった以降も、今後の治水理念の構築に向けては引き続きご討議をいただくということになってございますけれども、この第1 章では、今後の治水対策の方向性、概論として方向性について大きく5 つの節に分かれて記載されておまして、1. 1 が「財政逼迫等の社会情勢の変化」について。それから、5 ページに参りまして1. 2 として「治水目標と河川整備の進め方」ということについて。さらに6 ページに参りまして、1. 3 として「計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方」について。7 ページに参りまして、1. 4 として「流域と一体となった治水対策のあり方」について。それが1 0 ページまでございまして、1 0 ページのところでは1. 5 として「既設の施設の有効活用と機能の向上」ということについて、方向性についての記述をしていただいているところでございます。

次に、1 2 ページに参ります。1 2 ページは、第2 章として「個別ダム検証の理念」ということで、まず、1 2 ページから1 3 ページの上にかけては「検証の背景」ということで、「はじめに」のところよりももう少し詳しく、この検証に至った背景についての記述がなされております。さらに、1 3 ページの2. 2 からは、この後、詳しい記述が3 章以降でございますが、「検証に当たっての基本的な考え方」を箇条書きで1 3 ページから1 4 ページにかけて1 ページ強で整理をしていただいているところでございます。

次、第3 章は、前回以降、多少変わっているところもございまして、少し詳しく目にご

説明をさせていただきたいと存じます。

15ページの3.1というところで「検証の概要」。今回の検証というものが全体どういふふうになるのかというところをこの節で述べていただいているところです。最初のパラグラフは、今回の検証の対象になる事業が全部で84事業（85施設）となっているというところをまず書いてございまして、そのリストが別添資料1ということで、この本文の冊子の後ろのほう、63ページ以降になりますけれども、この84の事業のリストが63ページ以降に添付されてございます。

本文15ページに戻っていただきまして、3.1の2つ目のパラグラフ、「国土交通大臣は」というパラグラフで、これまででありましたけれども、「検証とは」、あるいは「検証に係る検討とは」というところで概念の整理をしております。

それからその次、「なお、」ということですが、今回、この検証を都道府県あるいは整備局等にやっていただくことになるわけですがけれども、その検証が終了するまでは、新たな段階に入ることとなるような予算措置は講じないということが3行ここで記されてございます。

今度、15ページの下の方5行ほどが、今回の検証の枠組みの考え方を記載されているところでして、今回の個別ダムを検証というのは、厳しい財政事情等を背景に政策転換を進めるとの考えに基づいて、本中間とりまとめの考え方に沿って臨時的かつ一斉に実施すると。それで、下から2行目になりますけれども、検討主体によって適切に検討が実施され、また、検証及びその後の手続きが円滑に進められるためにはということで、16ページに参りますけれども、16ページの1行目、制度上の位置付けを持たせて、さらにそこに河川法等に準じて関係者の意見を聴くという過程を組み込むと、そういうことが重要だろうということが記されてございまして、16ページの3行目から、「そこで、」ということで、じゃあどうするかということで、今回の個別ダムを検証は、事業の再評価の枠組みを活用するという事として、この再評価の実施要領を適用するという事と、それから、今回の検証に関する細目を新たに定めて、その細目においてこの中間とりまとめでお示しいただく手順や手法で実施するという事を規定していくと、こういった措置を講じていけばどうかということが記されてございます。

それで、この後の説明はA3判の資料と見比べながら見ていただければと思います。お手元に参考資料1というA3判の資料もお配りされているかと存じます。この参考資料1の1枚目のところが、前からごらんいただいておりますフローをさらに今回修正したもの

がございます。この参考資料1の1枚目、フローの[イ]というところが今ごらんいただいたところで、[ア]の枠で、「中間とりまとめ」の公表がなされた後、再評価の細目の策定というものをその次に手順です。それを受けて、この[ウ]のところで大蔵から個別ダム検証に係る検討の指示あるいは要請というものをするという流れになってございます。

あと、本文に戻っていただきまして、16ページの10行目ぐらいのところ、「その際、」というところで、ここでは河川法等の法令に準じて、最後の2行ほどございますが、関係者の意見聴取等の手続きを組み込んで進めるという考え方がここに記されてございます。

次、本文の16ページの真ん中より下のところで「検討主体」というところがございます。これはA3判の参考資料1のフローで言いますと、[ウ]の枠の中に、だれがこの検討をするかということで、直轄ダムについては地方整備局等、それから水機構につきましては水機構及び地方整備局、それから補助ダムにつきましては都道府県、こういったところで検討するというところで、そういったところが検討主体になるところを文章で整理されているのが、本文の16ページの真ん中あたりから17ページの上のほうにかけてが文章でその部分が記載されてございます。

次、本文の17ページ、3.3で「検証に係る検討手順」ということです。これはフローで言いますと、[エ]という大きい枠の中にいろんな箱が矢印でつながっていますが、こういう手順で検討を進めていくという、この[エ]という大きい枠の中の手順を文章にしたものが17ページの3.3の最初の10行ちょっとのところに示されております。それで、17ページの下から4行目のところからですけれども、この各手順における検討の手法については、中間とりまとめの4章から10章までの間で述べていきますということがここに書かれております。

それから、17ページの最後の2行ですけれども、今回、導水路とかに関する事業については、詳しくはここでは記されていないんですけれども、必要に応じてそれぞれ検証する主体のところから中間とりまとめに示す趣旨を踏まえて検討を行う旨を追記してございます。

続きまして、18ページに参ります。3.4として「情報公開や、意見聴取等の進め方」でございまして、これはフローで言いますと、右側のほうに[チ]という枠があって、「検証の進め方のポイント」ということで、前文があって、(1)、(2)、(3)とあります。(1)は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して、そこで検討内容の認識を深めなが

ら奮闘を進めるということ。(2)で、情報公開あるいはパブリックコメントというものをしっかり行うということ。(3)は、河川法の仕組みに準じて、関係住民、学識経験を有する者等々の意見を聴くということがポイントとして書かれておりますけれども、これが本文のほうでは18ページの3.4のところで記載をされております。

それから、18ページ、3.5、これは「対応方針(案)等の決定」ということで、この後、4章から9章までに述べてくる手法で検討した後、検討主体は、当該の検証対象となるダム事業の対応方針——この対応方針というのは事業の継続の方針または中止の方針、これの原案を作成して、事業評価監視委員会の意見を聴き、その対応方針(案)——補助ダムの場合は事業主体が都道府県でございますので「対応方針」になりますが、これを決定するという流れが記されてございます。

ここまでが3章として「検証の進め方」というものがございまして、次、19ページの4章以降が、今度、一つ一つの箱の中のやり方が記載されてございます。

まず、本文の19ページは、「検証対象ダム事業等の点検」となっております。これはA3のフローのほうで行きますと、[オ]という四角の中に相当する部分を文章として書きおろされたのが19ページの第4章となります。

続きまして、20ページに参りまして、第5章「複数の治水対策案の立案」。これはA3判のフローで行きますと、[カ]という四角の中に「複数の治水対策案を立案」というのがあって、さらに、これは具体的にはこのA3判の参考資料1の2ページ目とか3ページ目で、これまで河川を中心としたいろんな対策あるいは流域を中心としたいろんな対策について表として整理をしていた内容、これを文章に書きおろして整理をされたのが本文の20ページ以降となりまして、これはちょっと字数としてはたくさんございますけれども、ずっと続きまして、32ページまで「治水対策案の立案」に関する基準となっております。

続きまして、本文の33ページに参りますけれども、第6章「概略評価による治水対策案の抽出」というところで、これはA3判、参考資料1のフローチャートで行きますと[ク]という枠に相当します。これは、治水対策案を立案して、これがたくさんある場合、これを全部詳細に検討するのはなかなか時間・手間等かかるということで、それを2ないし5案程度に抽出していくというところの考え方が[ク]になりまして、これにつきましては、参考資料1の7ページ、最後のページになりますが、このA3判の7ページに記されている内容を文章化されたものが本文の33ページの第6章に相当するところがございます。それが34ペー

ジまで続きます。

次、本文の35ページが第7章の「評価軸」となります。この第7章は、A3判のフローで行きますと[ケ]という箱に相当するところとして、この[ケ]の内容につきましては、A3判、参考資料1の4ページに、以前、この表の形で、安全度、コストから大きく8つに分かれて、さらにそれぞれ細分化されておりますけれども、どういう評価軸で評価をするかというものを整理していただきました。このA3判の4ページで整理された内容を、本文のほうにつきましては35ページから文章に書きおろされたものがずっと続いてございまして、これが44ページまで続いてございます。

次に、本文の45ページからが第8章「利水の観点からの検討」ということとなります。これは参考資料1のフローチャートで行きますと[キ]という四角が右側のほうにございまして、「利水の観点から検討」と。これはちょっと内容がたくさんございますので、参考資料2と、そこの下にも書いてあります。本日、A3判の資料がもう一つ、参考資料2として、青とか黄色とかで色がついている資料がございまして。これは以前に利水の観点からの検討についてご討議をいただいたフローや表がございましてけれども、この参考資料2の内容を文章に整理をしていただいたものが本文の45ページの第8章に相当するところとなつてございまして、これが本文の45ページからずっと続いてございまして、58ページまでが参考資料2の内容を文章化されたものとなつてございます。

続きまして、本文で言いますと59ページが第9章「総合的な評価の考え方」ということとでございます。これは、もう一度、A3判の参考資料1のフローに戻りますと、下のほうにありますが、[コ]という箱の「総合的に評価」、ここに相当するものでございます。この内容につきましては、A3判の参考資料1の5ページに「『総合的な評価』の考え方」という整理をしていただいたものがありまして、上のほうに左右2段に分かれて、検討の過程、考え方を書いた上で、枠の中で、先ほど見ていただいた「評価軸」についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して次のような考え方で総合的に評価を行うということで、丸数字の①から③まででございます。①は、一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視すると。「なお、」として、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。それから、②また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認すると。③として、最終的には、環境や地域への影響を含めて、先ほど見ていただきましたすべての「評価軸」により、総合的に評価すると。「特に、」というところで2行ほどございます

けれども、複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかである場合等は、他の「評価軸」と併せて十分に検討することが重要ということが記されてございます。それから、最後2行ですが、なお、以上の考え方によらずに、特に重視する「評価軸」により評価を行う場合等は、その理由を明示するという事も記されてございまして、5ページで整理されたものを本文にされたものが、本文の59ページの第9章から60ページにかけてでございます。

最後、本文の61ページが第10章、これは前回の会議の際はまだ整理中というふうになっておったところですが、「検討結果の報告等」ということです。検討が終わった後の報告あるいは本省、国土交通大臣の判断等がどうなるかというところの整理をされたのが61ページ以降になってございます。

まず、10.1というところで「検討結果の報告」ということでございます。対応方針あるいは対応方針（案）を決定した後、検討した主体——地方整備局や都道府県等でございますが、は、国土交通大臣に速やかに、方針が決定した後、速やかに検討結果を報告するということでございます。ここで言う報告とは、直轄、それから機構については対応方針（案）とその理由を本省に提出、補助ダムについては都道府県が対応方針とその理由を本省に送付するということでございます。それから、10.1の最後の2行のところ、検討結果の報告に当たっては、報告書の構成例を参考に書面にて報告するという事で、これまで委員の先生方で、どういうふうな形で報告をしてもらうのかというところのご意見等ございました。それで、この本文の巻末の一番最後、67ページになりますけれども、都道府県、整備局から報告をしてもらうときの報告書の構成の例ということで、左側に目次のような項目がありまして、それを内容としてどういうことを書いてもらうかというのが右側の欄に書いてございまして、こういったもので報告をつくってもらえばどうかというものを整理されたものが、この巻末の67ページになります。

今度、恐縮ですが、本文61ページにもう一度戻っていただきます。61ページの真ん中より下、10.2「国土交通大臣の判断」というところですが、この地方で行われた「検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣は、」とあって、その後、本中間とりまとめで示す個別ダム検証に当たっての共通的な考え方に沿って検討されたかどうかということについて当有識者会議の意見を聴くと。それで、当該ダムについて判断をすると。そのタイミングとしては、概算要求等の時期とかにある程度まとめて判断をすることがここに記されてございます。その判断とは何かというのが、4行目、「ここで、」という

ころからございますけれども、直轄・機構ダムについては、そのダムの方針を決定。案を整備局等がつくってまいりますので、その案に検討を加えて対応方針を決定するということであると。それから、補助ダムにつきましては、都道府県のほうで対応方針を決定してきますので、それを踏まえて、国の場合は補助金交付という立場がございますので、当該ダムの補助金交付等に係る対応方針を決定すると、そういうことでございます。それから、検討が十分なされなかった場合ということで、61ページの下から2行目のところでございますけれども、「また、」という文がございます。この3.3から10.1に示す手順や手法から乖離した検討が行われたと判断する場合、次のページ、62ページに続きますけれども、国土交通大臣は、地方整備局・水機構に対して再検討を行うことを指示する、あるいは都道府県に対しては要請をするということです。これはA3のフローで見ていただきますと、下のほうに「シ」という四角があって、報告を受けるわけですが、その後、有識者会議の意見を踏まえて、点線で右側に矢印が出ていますけれども、この中間とりまとめから乖離した検討が行われた場合には、この「ソ」というところで再検討するように指示または要請をして、この矢印がもう一度上に戻っていくということを追加して記載されているところでございます。それから、本文の62ページに戻りまして、上から4行目、国土交通大臣は、判断の結果を、理由、経緯、根拠等とともに公表するということが記されてございます。

それから最後になりますが、62ページの真ん中あたり、10.3として「法令に基づく手続き」ということで、その上の10.2までで判断した結果に応じて、国土交通大臣は法令に基づく手続きを進める、あるいは進めるように指示をするということで、例えばということで3行目以降書かれてございますけれども、ダムを中止する場合であれば、河川整備計画の変更だとか、あるいは特定多目的ダムであれば基本計画の廃止、あるいは水機構の場合であれば事業実施計画の廃止、こういったものが想定されるわけですが、こういった法に基づく手続きを進めるということを整理していただいております。一応これが中間とりまとめ（案）の全体の構成となっております。

最後に、配付資料として、参考資料3というA4判のフローのようなものをお付けしてございます。これは、先ほどから見ていただいております参考資料1のA3判の1枚目のフロー、これまでこれを見ながらいろいろご討議をいただいていたわけですが、ちょっと紙が大きくて字が多いということもありまして、もう少しシンプルなものがつくれないかということもございまして、この参考資料3は、A4におさまる程度に、中間とりまとめ

でまとめていただいた検討の流れというものをもう少しシンプルに整理したものをお作りしたものであるということで、本日配付させていただいているところでございます。

資料、中間とりまとめ（案）についてのご説明、以上でございます。

【委員】 どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かお気づきの点あるいはご意見等ございましたら、お願いいたします。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 今ご説明いただいた中間とりまとめ（案）は、前回の会議で示されたたたき台で入っていなかったところや変わったところが今ご紹介いただいた幾つかあるんですけども、私、前回のたたき台の範囲はおおむね妥当であるというふうに理解しておりましたが、きょうのご説明のところでは、主に3. 1、3. 5、10. 2というところについて、ちょっとこのままだと私としては納得ができないという場所があります。ちょっとご説明というか、それはなぜかというところを申しますと、16ページで一番上の「制度上の位置付けを持たせ」ということはよろしいですし、それからその次の「関係者の意見を聴く過程を組み込むことが重要である。」、これは大事だと思うんですけども、その前に「河川法等に準じて」というのがなければいけないのかということですね。つまり、全体の検証が法令に基づけば基づくほどよろしいですけども、ここで一つ「準じる」……。もっと大きいところは、その次の「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」というのが4行目にでてまいります、16ページ。何でこの実施要領がここに出てくるのかというのが私は疑問であります。というのは、これはたしかこの会議の第1回目の資料に資料6というのがあって、そこに河川整備計画事業評価制度等という資料をお配りいただいて、ここに公共事業評価のこういうルールがあるよということを1回目のときにご紹介いただいたわけです。そのときの議事録を見ますと、第1回目会議の議事録30ページに事務局が説明して、その32ページに委員の意見があって、ここで、公共事業再評価委員会とかいろいろあるが、十分機能していないのもあるし、チェックの点もあいまいなところがあると、こういう意見が、これは私以外の委員が言ったことですけども、記載されています。そういうようなものをここに持ってくるというのは、何か私はちょっとおかしいというふうに思います。それが3. 1ですね。

それから3. 5、18ページ、これも前回なかったところなんですが、要は、ここで「事業評価監視委員会の意見を聴き」というのがあります。これは、我々のこの有識者会議の

位置付けにもかかわると思うんですけども、もし完全に法令にのっとってこの議論をやるということだったら、我々の会議は必要なくて、社会資本審議会の河川小委員会でやればいい話なんですね。我々がやっているということは、やっぱりある程度の緊急性とか特別な意味があってやっているということからすると、何でここで、従来あって、かつ、あんまり機能しないという評価もあったようなものが持ち出されてくるのかということが、私はこのところで理解できないことであります。

あと、10.2というところは、今の点に比べれば小さいことで、場合によればこのままだでもいいかなと思っているので、とりあえず以上。

【委員】 はい。

【委員】 私もちよっと気になったところを述べさせていただきます。今、〇〇先生（委員）がおっしゃったこととかなり重なっておりますけれども、今の3.1のところと3.5のところ、特に3.1のところ、繰り返しませんけれども、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づいて、この仕組みを使うということの必要性というのがほんとうにあるのかどうかについては、きちんと考えておく必要があるかと思います。先ほどの議事録については、私は把握しておりませんでしたけれども、そもそも制度上の位置付けを持たせ、法律に準じてきちんとした仕組みをつくることは、それはそのほうが望ましいのかもしれませんが、その前の15ページの下のほうに、今回の個別ダムの検証は、「臨時的にかつ一斉に実施するもの」とも書かれているわけですし、それを恒久的な制度的に保証された制度にのせるということはどういうことなのか疑問に思います。その意味で言いますと、今回の検証といいますのは、例えて言えば政策評価の制度に重ねる形で例えば事業仕分けが行われたというのと同様に考えることができるかわかりませんが、やはりこの時期に来て新しい政権の考え方に基づいて臨時的に行われるものであるということからしますと、ここであえて恒久的な法制度というものを持ち出してくる必要性というのは必ずしもないのではないかなと思っています。それは〇〇先生（委員）のご説明のとおりです。

さらに申し上げますと、〇〇先生（委員）はあまり問題ないのではないかとおっしゃいましたけど、私はむしろ61ページの10.2のほうが気になります。「国土交通大臣は、本中間とりまとめて示す個別ダム検証に当たっての共通的な考え方に沿って検討されたかどうかについて当有識者会議の意見を聴き」とございますけれども、これはこのとおりで、これ自体はそれほど問題はないと思いますけれども、確認させていただきたいのは、「本中

間とりまとめで示す個別ダム検証に当たっての共通的な考え方」というものが、ほかのところでもどのように記述されていて、それがどの程度客観的なものとして認識されているのか。というのは、この記述を変えるかどうかということは別にしましても、きちんと確認をして記録をとっておく必要があると思います。

それと、その点は確認できればいいわけですが、その下のほうの「また、」以下の、「また、第3章の3.3から第10章の10.1に示す手順や手法から乖離した検討が行われたと判断される場合」に、「大臣は、再検討を行うことを指示し」と書いてあります部分ですが、3章から10章にいろいろ手続き、手順であるとか手法が書かれていますが、その手続き、手法から乖離した場合だけ大臣は再検討を指示ないし要請することができるというのか。むしろ、そうだとしますと、実質的な実体的な判断について共通の考え方から乖離している場合には指示できないとも読めるような気がいたしまして、このところも上と同じような形で平仄を合わせる必要があるのではないかと思います。

以上でございますが。

【委員】 どうも。

【委員】 今のことはいずれも本質的なことに関係しているので、私も意見を述べる必要があるかと思いましたが、発言いたします。

一番最初の3.1のところ、これに先立つところでも議論して、そのときも発言しましたが、意見を聴く枠組みに制度上位置付けを持たせるということとして、すなわち枠組みとして、私は、この事業評価監視委員会を使うということはある意味で一つの適当な方法かなと思います。というのは、今回のダムにかかわる検討というのは先ほど話に出ましたようにそれに先行してやられた事業仕分けといったようなものとは異質のもので、やはりきちとした法的な、あるいは制度上の位置付けの中でやらなければいけないことだし、今後もそういう事態が起こってくることを考えると、やはりきちとした制度上のものを使うということは大事なことだというふうな気がします。先ほど言われたように、これまでこの事業監視委員会が機能してこなかったことというのは確かですが、そのために今回議論をして、実施要領について新たにこういうことを検討する細目を決めていくんだということも書いてあるので、私自身は、こういうことによって単なる事業仕分けとは別の枠組みだということを示すのは大事なことだというふうな気がいたします。

それから、10.2についてです。確かに、検証の検討を行うプロセスとして、この有識者会議で長らく議論してきてある程度合意されたフレームワークにもとづいてきちと

評価されているかどうかというのを検討して、それから乖離しているものというのは再検討する必要があるというのは確かなことだと思います。ただ、前にも少し言いましたけれども、判断については、プロセスについては差し戻しがあったりするんだけど、判断については国土交通大臣がその判断と異なる判断をすることもあり得るというふうな見方でいいんじゃないかと思います。すなわち、プロセスをしっかりとっていて、中止、継続の案をその事業主体が決めたときに、「いや、政治的な状況からして、今回、その判断と同じように決定するわけにはいかない」ということは、これは大臣の判断でやるべきことだと思いますので。ただ、プロセスだけについては、有識者会議が責任を持って決めたプロセスですので、それから乖離しているとやはり再検討というフローチャートに戻るべきだと、こんなふうに私は考えます。

【委員】 はい。

【委員】 制度上あるいは法律の運用・適用にかかわる問題ということですので、若干、私の意見、〇〇先生（委員）の意見をさらに進めたような形になるかと思えますけれども、制度上の位置付け、全般にわたる問題ですけれども、これはやはり一つのアンカーのようなものですね。いかり、しっかりと定着させるために有力な、既にある手段でありますから、法的な手段でありますから、これを逆に尊重しないわけにはいかないというふうに理解されると思います。それでは、今までどちらかという十分な検討がなされていないんじゃないかという見方もあるかと思いますが、それはこれからの問題ですね。ここまでは私どもが議論してまいったわけで、こういうまとめができたわけですから、それを徹底と言っては少し強過ぎますけれども、十分理解を求めて、これからは違うんだということを、そういった既にある機関についても同じ方向で、同じスタンスで行けるような取り計らいをここに示したものではないかというふうに私は思います。

それから、最後の点の手順・手続、いかにも手続的、形式的なように思われますけれども、これはこのまとめの冒頭からありますように、十分な精神がこもっております。それから、具体的な考え方、その検討の仕方が示されております。ですから、そういった実質は既に織り込み済みである、その上での手続きの遵守であるというふうに理解すれば、特段の疑問は生じないのではないかというのが私の意見でございます。

【委員】 1つ、今おっしゃった、有識者会議がどういった観点から意見を述べられるかということですが、これを先ほど挙がっておりました10のあれか……10ですね。

【委員】 61ページ。

【委員】 61ページですね。そこが「本中間とりまとめで示す個別ダム検証に当たったの共通的な考え方」と、非常に具体的ではないんですけども、具体的な内容がどういった形で確認されるかどうかということにもあるんですが、一方ではこういったある程度概念的な記述、そういうものでもいいのではないかなと思うんですがね。それに対して、下のほうに、3章から10章の手順や手法から乖離した、そういう場合に、国交大臣が判断されたときに再検討を指示するわけですけども、そういったものを指示したり、または要請するということは、いわば地方でやられたこと、こういったものを実施した検討を否定するということになるわけですね。そうした指示とか要請、そういうのを受けて再検討をもう一度行うというようなことというのは、かなり都道府県にとっても大きな負担、時間がかかると。そういうために、あらかじめ、どのような要件に該当する場合には再検討となるのかというようなことをできるだけ客観的に示しておく必要があるのではないかなということからすると、ここに述べられているような、例えば「手順や手法から乖離した検討が行われた」というような表現といたしますか、そういったことについての再検討を指示する、あるいは要請すると、そういうふうに明確に記述しておく必要があるんじゃないかなとは思っています。ちょっとその上のやつとニュアンスが違うんじゃないかなと思う。だめですよというか、それを言うときにね。

【委員】 私が事業仕分けなどという例を使ったので、誤解を招いたかもしれませんがけれども、最初の16ページのほうで申し上げたかったのは、先ほど〇〇先生（委員）がおっしゃったとおり、既存の制度がワークしないということが冒頭に言われていて、それを前提にして、いわばそれをオーバーライドする形で新しい基準なり方式を考えようというのがこの趣旨だったと思っております。それに対して、既存の制度でそのままいいのではないかなという主張では、この会議の審議過程からずっと見ますと、〇〇先生（委員）のまさにご指摘のとおり、やはり我々の言っていることが矛盾しているんじゃないかと、そういうふうにとめられる可能性があると思います。もちろん、これは「再評価実施要領細目を新たに定め」という形で書いてあるわけですし、その点についてはもちろん改善をするということですけども、そもそも細目を改めたとしても仕組みそのものは変わりないとしますと、そこところは、外から見られた方が「ワークしない仕組みをまた使うんですか」という印象といたしますか、受けとめ方をされるのではないかなと思います。そこところがそうでないとするならば、きちんとそれを払拭しておかなければいけないのではないかなと思います。

それと、61ページの下のほうについては、〇〇先生（委員）、今の〇〇先生（委員）のご発言もそのとおりだと思いますが、要するに、ここのところの読み方なんですけれども、手順、手法から乖離した検討が行われたときには指示する、あるいは指示を要請するですから、これは義務的な形での再検討の要請になるかと思います。実質的には、これ、すべて国土交通大臣の権限ですから、ある意味でいいますと、それが実質的に問題があるかどうか、ある場合には認めないということは大臣の裁量としてできるということは間違いのないと思いますけれども、あえてここでこういう書き方をすると、それ以外の場合については再検討の対象にならないというふうにも読めないこともないと思います。ここはきちんと制度が違うんだという——今の〇〇先生（委員）のご発言はそういう趣旨だと思いますけど、それならばそれで、そういうことであるということを書きかどうかは別としても、議事録ないしその他の形できちんとした解釈として残しておいていただければと思っています。

こういうことを申し上げますのは、共通の考え方というものがどういうことかということなんですけれども、冒頭の大臣のご発言でもございましたように、現在の我が国の置かれている状況を考えた場合に、公共事業全般を見直すということが必要であるし、特に今まで計画で決まっていたものについてはやるのが当然であるという、そういう考え方について、それを改めるというのがここの趣旨だと思います。そういう観点から考えたとき、それがベースにある考え方だとしますと、そのことが反映されるような形できちんとこれを読んでいただかないと困るということですので、そのところを私は申し上げたかったということです。

個々のことにつきましては、そういう解釈であるということで他の委員の方がご了解されるのであれば、特段、修文、その他について異議を唱えるつもりはございません。

【委員】 念のため概念を整理しておきたいと思いますが、この文章はいわゆる法律の文章ではないんですね。法律の文章になりますと、「しなければならない」とか「することができる」。しなければならないというのは、裁量はない。法律で縛られているわけですね。できるというのは、これは裁量がある。してもしなくてもいいということではなくて、権限があるという意味ですね。それからもう一つ、法律には「するものとする」という表現もたくさん出てくる。これは一種のマニュアルといいますか、心構え、心得規定ですが、この中間とりまとめ全体としては、その心得、マニュアル的な文章になっておりますから、これができる規定なのか、しなければならないという義務規定なのかというのは、まだこ

ここでは一概に言えないと思うんですね。しかし、その辺は、まだ中間まとめの段階で、法律になっているわけじゃありませんから、そこまで厳密に行かなくてもいいと思います。そこはこの精神といいますか、スピリットを十分踏まえておれば処理できる問題ではないかと思えます。

ただ、先ほど〇〇先生（委員）が言われましたように、この乖離とは何かと。例えば地方公共団体の協議が十分なかなか調わないまま、見切り発車をしてしまったとか、それから、住民の意見は聴いたけれども、十分ではないというのは必ず出る問題です。それを「乖離」と言うのかどうか。その辺の、やはり何かもう一つ心構えといいますか、内規と言っではあんまりしゃくし定規になりますけれども、何かもう少し考えておかないといけないのではないかというのは、全く同感でございます。

【委員】 それはもう一つ踏み込んで、こちらがと言うのもどうかと思いますが、このまとめを、中身を要請したり指示したりするときの一つの条件をほんとはつけておかないといけないのでしょうか。

【委員】 そうですね。それは前もって決めることができるかどうかということがありますね。実際のその手法に当たって、その緊迫した中で、あるいは非常に難しい問題の中で、そういったルールが生まれてくるのが普通でありますから、今ここであれこれ前もって考えても、うまくいくのかどうかということがあります。しかし、それは十分念頭に置かなくてはいけないと思います。それは地域差もありますでしょうし、関東と関西では違うということもあるかもわかりませんが、しかし、一つの共通認識としては、ここで〇〇先生（委員）がご指摘いただいたことは、大変重要ではないかと思えます。

【委員】 ちょっともう一ついいですか。

【委員】 はい。

【委員】 文章的には61ページの10.2の2行目のここで「共通的な考え方に沿って」と非常に抽象的な表現をしてあるというのは、やっぱりちょっと気にかかるんですね。「共通的な考え方って何なの」と言われたら、財政難であるとか、いろんな社会的な背景があるとか、そういうふうな話だというのはわかるという、そういうものなのでしょう。そういう共通的な考え方に沿って現場できちっと検証できるように、我々は、プロセスとか手順とか、あるいはその項目を決めてきたはずで。だから、共通的な考え方に沿っているかどうかのチェックじゃなくて、ちゃんとプロセス、このマニュアルに示したプロセスを踏まえたかということが、むしろ共通的な考え方に沿ったかどうかの、ある意味では

客観的なチェックになっているはずですが。こういうスタンスで我々はプロセスを決めてきたんじゃないのかというのが私の言いたいことです。だから、ここでもう一回、抽象的な表現を書かれると、チェックのしようがないと。ほんとうにそれは検証プロセスを考えたときのもともとの理念になっていたでしょうかと、また抽象的な議論を蒸し返すことになります。だからここでチェックすることは、検証がプロセスに沿って行われたかどうかなのです。我々はきちっと共通的な考え方に基づいて検証できるように手続きを検討主体に提供してあったはずで、その手続きに沿ってやっておれば、共通的な考え方はある程度カバーできているはずのプロセスを我々は提供しているはずなんです。だから、ここでもう一回、「共通的な考え方」って書かれると、何を見たらいいのかがよくわからなくなります。ただ、心配なのは、手続きだけすーっと通ってきて、本来背景にあった共通的な考え方、すなわち、社会的背景をしっかりと踏まえているとか、財政的困難を踏まえているかということが抜け落ちていものがひよっとしたらあるかもしれない。我々はそういうことのないようにプロセスをつくったはずなのに。その辺のチェックはどこかで必要なのですが、この書き方ではなかなかそれが見えない気がします。

【委員】 「共通的な考え方に」という表現につきましては、最初の2ページの5行目に出てきます。このときに私は驚いていたんですよ。だけど、ここの文章を読めば、「『中間とりまとめ』に示した共通的な考え方に従って」と書いてあると。だから、第10章で出てくる「共通的な考え方」というのはこれを受けているものと解釈すべきだから、今、〇〇先生（委員）がおっしゃるような心配は私はないと解釈しています。

以上です。

【委員】 はい、どうぞ。

【政務三役】 ありがとうございます。私の考えは、今、〇〇先生（委員）が言われたとおりで、2ページのところの「共通的な考え方」はそれで行けると思うんですけど、この61ページにある「共通的な考え方」というのは、むしろ2章の「個別ダム検証の理念」という形で置きかえるか、もしくは、2.2の「検証に当たっての基本的な考え方」、「基本的な考え方」という形で言葉を整理したほうがいいのではないかというふうに思い、かつ、61ページの下段の、一番下の「乖離した検討が行われたと判断される場合」というところの上ですね、「第3章の3.3から第10章の10.1に示す手順や手法」ということだけではなくて、やはりここは第2章の「個別ダム検証の理念」であるとか、2.2の「検証に当たっての基本的な考え方」及びこの「手順や手法」というところを包含したほ

うがいいのではないかと思います。

それが1点と、16ページの3.1のところも、私、今回加わった参考資料1の〔イ〕のところ非常に重要な部分だと思うんですけど、機能しない公共事業の再評価実施要領を適用することについては是非は、今回新たに細目を定めるわけですから、その細目についてこの有識者会議の皆様方にこういう中間とりまとめに沿っているかどうかのチェックをしていただくことである程度担保してはどうかということと、あと、過去の第1回の資料の、さっき〇〇先生（委員）がひもつかれた資料6については機能しなかった事業評価について紹介されているんですけど、資料7のところには国土交通省がそれよりも先んじて平成12年度にやったダム事業のかなり機能したほうのことが載っていますので、そういう12年度にやったことに基づいて細目を定め、かつ、この有識者会議でこの精神に沿っているかどうかをチェックしていただくというプロセスを経れば、ある程度担保できるのかなというふうに思うんですが。

【委員】 今、第1回目の会議の資料7についてのお話がありましたけど、私の理解は、平成12年度にやめたときには、法制上の位置付けがあったかどうかよくわからないんですが、それでも気軽にやめられたんですね。だから、今回も気軽にやめればいいと思うんです。つまり、法制度上の位置付けというのはそれほど要しない。逆に、平成12年度にたくさんやめたから、今度は役所として法制度が必要になって、行政機関が行う政策の評価に関する法律というのができて、そのうちの国土交通省の対応するものとして国土交通省政策評価基本計画と国土交通省事後評価実施計画というのができたわけです。これは後づけでできているわけです。だから、これ、なくても事業はやめられるんですよ。だから、実際に言えば、私が先ほど申し上げたことは、必要ないものは、いろんな手間をかけたりいろいろな事業監視委員会というのを使わないで、すぐやめたらいいだろうというのが私の意見です。要は、今まで私どもが議論したことというのは、いわば新しいお酒をつくったわけで、それをわざわざ古い革袋に入れる必要はないと。新しいお酒は新しい袋に入れればいいというふうに私は思っています。

【委員】 私もそれに関連してなんですけれども、18ページの3.5の「対応方針（案）等の決定」でございますが、ここの決定をするに際して事業評価監視委員会の意見を聴く。事業評価監視委員会というのは、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づいてつくられた委員会なんです。この委員会の性質は、例えば流域委員会のようなところで検討されたら、その報告を受けて「わかった」と言う程度のものなんです。それは先ほ

どからいろいろ議論されています、わかりやすいのは参考資料3を見てもらったらわかりかと思いますが、これで行きますと、この中で一番大事なのは、住民の意見とかいろんな意見が入ってくるのはどれかといいますと3.4ですね。第3章3.4。本文で言ったら18ページの、それから参考資料3のところにもいろんなものがございます。パブリックコメント云々とか、あるいは学識経験者、関係住民の意見等、そこに意見が出てくる。その意見をきちんと聴いて、検討主体は物をきちんとつくっていくわけですね。そうしたときに、その結果をまた事業評価監視委員会にかける。かけてもいいんですけども、これは実際は機能しないというよりも、どこかでそういう議論をしたものについては、評価委員会のほうは「わかった」と言う程度のものなんです、基本的なところは。これで「待った」とか言うのはなかなかできないのではないかと。したがって、これを必要とするかどうかというのはちょっと問題もあるかもわかりませんが、あってもいいんですけども、ここよりも一番大事なのは、3.4のパブコメとか、あるいは学識経験者、関係住民云々、ここが一番大事なんです。そこで住民の意見が、ここが非常に精鋭化された議論が出てくると思います。ここがまとまらないとなかなか上へ上がってこないと思うので、むしろこのやりとりが一番大事なんです、実際問題は。この後のほうの事業評価監視委員会の意見は、私の感じでは、今まではあまり機能していないというか、皆さん言われたように、「わかった」と言う程度のことしかできていないように思います。私が経験した範囲ではね。そうすると、この上のほうのパブコメ云々とかいうところは、ここに書いていますけれども、その重要性の記述のほうがほんとうは大事なんだと思うんですけど、それがちょっと弱いかなという感覚ですね。だから、2つ委員会みたいなものがあるわけですね。その前のほうの委員会のほうがおそらく実質的な議論になるだろうと。

【委員】　　ちょっといいですか。今、〇〇先生（委員）がおっしゃったように、例えば整備計画に関する流域委員会、流域委員会で整備計画を議論したんだけど、最終的に流域委員会でしっかりした議論したから事業監視委員会ではそれはある意味じゃスルーといたしますか、承認できるわけですね。でも、事業監視委員会は河川だけの話でなくて、道路の話も、さまざまな公共事業に対してやっている。そうすると、今回も、プロセスとしては、ダムの事業の是非に関しても、言われたように、3.4のところでもしっかり議論したやつをやはり最後の段階として事業監視委員会のところで報告して、承認してもらおうということは大事で、そういうふうな流れが事業監視委員会の細目の中にきちっと書かれていけば、まさに言われたように、3.4できっちり議論して、再評価委員会のところで

新しく変更した細目によってほかの事業と同じようなところでダムのこういう検討のところから出てきたものを承認して、ほかの事業と横並びにさせていただくということは、制度としてはあり得る話かなというふうな気がします。

【委員】 私は、現行の細目、それを調べてみたら、1つだけ、例えば河川ダム事業について、学識経験者等から成る委員会、それで審議を経て河川整備計画の策定とか変更、そんなのを行った場合には、再評価の手続きが既に行われたものとして位置付けると、そういう要領の規定が適用されるということになっているんですよね。そういうことからすると、それで結局、その結果について報告するという事になっているんですよ。だから、それをもしも踏襲するとすれば、ここで言う、はっきり言って「事業評価監視委員会の意見を聴き」というのは要らない。

【委員】 ああ、そうですね。意見を聴く必要ないということ……。

【委員】 そういうことなの。いや、それ、変えれば別や、それは。どうぞ。

【政務三役】 ちょっと根本的なところで蒸し返すような議論になるのかもしれませんが、このチャートですね、「個別ダム検証の進め方」ということの[カ]のところなんですけれども、「複数の治水対策案を立案」すると、こういうことなんですけれども、「治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」と。この前提を必ず守るということになれば、その代替案というものがかなり限られてくるし、また、〇〇水害訴訟じゃありませんけれども、現状の財政状況とか今後のことを考えたときに、この「同程度の安全度を確保することを基本にする」ということを大前提にするのか、しないのかということも、私はちょっと大きな議論だと思うんですね。その点について先生方のご意見もちょっとお伺いできればと思うんですが。

【委員】 この辺の議論は、治水対策を考える場合の安全度についてここでもいろいろ議論されたわけです。ここで議論した結果は、河川整備計画——河川基本方針じゃないんですね。整備計画で、これは二、三十年をめぐりに考えて、例えば一級水系の大きな川ですと、戦後最大またはそれに準ずる2番目とか、そのぐらいの洪水に対して安全に流せるようにしようと。そうしたら、その安全度という確率評価をしていけば、四、五十分の1とかその程度のところであろうと。200分の1とかそんなようなことにはならないわけですね。基本方針では200分の1というのは例えばA川の場合あるわけです。そういう大きな値ではなしに、二、三十年先に我々が安全な川をつくるためにどういうふうを考え

ていったらいいかというのは、河川整備計画、これはご承知のとおりでございます。それは、ターゲットは二、三十年の範囲を一応想定しています。その中の安全度というのは、一番大きいところでおそらく50分の1程度ではなかろうかなと思うんです。地方のほうの小さな河川ですと、これはダムがある、ないにかかわらず、大体10分の1ぐらいが普通なんです。その10分の1、現状はどうかというと、例えば小さな川ですと3分の1とか、だから3年に1回ぐらい、5年に1回ぐらいは洪水に遭うと。そこを何とかしてほしいというのが地域住民の要望なので、それを県としては10分の1ぐらいまで何とか頑張ってみましょうというようなコンセンサスをとつつある。まだ10分の1とは限りませんよ。20分の1もありますけれども。30分の1もあります。その程度のところが地方の河川や一級水系の支川のほうの安全度の評価なんです。そのぐらいを基準に我々はしていこうではないかと。だからそういう意味でいったら、今、大臣が言われたような整備計画における安全度というのは、もう途方もない大きいものではないんですね。そういう大きいというか、流量を大きく見積もったようなものではなく、二、三十年ぐらいの比較的、我々が考える、まあまあ日本の国としては国力を考えたら妥当な安全率ではなかろうかなというのが、ここでの議論だったと思います。そういう意味なので、だから、そこを区別して考えないと、非常に大きな基本方針のようなどころについてはあまり言及していないわけで、我々は整備計画を中心に議論したところの値であると。こういう意味なので、もしも違っていたらほかの人に言ってもらったと。そういう意味なんです。

【委員】 技術的な面ではおっしゃるとおりだと思います。私は特に異存はありませんが、私が心配をいたしますのは、むしろ、一般国民、それを代表するマスコミも含めて、「安全を犠牲にしてコストを重視した」と言われるのが一番怖いことですね。既に新聞にはそういう書き方をしたところもあります。大きな見出しで「コスト最優先」という記事が載っております。しかし、よく読みますと、「安全度を確保した上で」というのが本文にあります。そういう見方が一般的には非常に怖い話になりまして、その超えられない一線が「安全度を確保しつつ」という最小限度の表現ですね。しかもそれは、今、〇〇先生（委員）が言われましたように、途方もないものではなくて、要は至近距離といいますか、一番近いところにある指標、法的な指標、法定手続きを経た指標として河川整備計画というのをとらえたということに、私は特に異存はないつもりです。ただ、恐れますのは、「コストのために安全を軽視した」と言われないようにしなければならないという点です。

【委員】 結局、先ほどの中間とりまとめに書いてあることをどう位置付けるかという

ところで、前回もその議論がありましたけれども、16ページの「事業の再評価の枠組みを活用」し、幾つかの「所要の措置を講じる。」と書いてあるんですけど、私は、これを最低限入れておかないと、例えば中間とりまとめでこう出しても、このまとめの精神も何もどこにも法的に担保されないわけで、国民にはいろんな考えを持つ人がおられるわけで、「別にとりまとめは一大臣の私的な会合で出た意見でしょう」って言われてしまったら返す言葉もないわけで、だからそういう意味では、「再評価の枠組みを活用」という文案をここに入れておかないと、そういうご意見に対してもきちっと対応できないと。

それはそれであるんですけども、そういう法的な話と、それから、後ろのほうで、治水事業というのは行政的にとんとん、とんとんやればそれで答えが出るかというようなものでもなく、やっぱり最後の大臣等の政治的判断ができ得るものが担保されているかどうかという意味では、この最後のほうの文章はそういうふうになっていると、これは〇〇先生（委員）のご意見と私は同じなんですけれども、そういうものだというふうに我々の共通の認識として解釈しておけばいいんじゃないかと思うんですね。単に行政的、技術的にとんとん、とんとんと答えが出たからって、「はい、それじゃこうですね」という、そういうものでもないというのも大事かと思います。

これは私自身の意見、コメントとしての最後の話ですけども、そこに至るまで幾つかの概略評価ってありました。概略評価というのは、そんなにめちゃめちゃ詳細にやる必要はないと書いてあって、その中で概略評価から決まったら詳細に検討すると書いてあるんですけど、これは私自身も賛成なんですけど、多少つけ加えれば、詳細にというふうに2つ、3つあって、昔つくった計算したものを、もう一回、同じことを計算したら、同じ答えが出ちゃうわけで、その後、新しい水文、気象データも増えているし、それから最新の技術も蓄積されていると、この20年ぐらいから。非常に進歩していると。いろいろな計算技術も進歩していると。ですから、最新のデータも含み、最新の科学技術もできるだけ使ってというような言葉を入れていただかないと、昔のデータで昔の方法で答えを出したら同じ答えが出てしまう。新しいデータも増えている、技術も進歩しているのに、同じ答えが出てしまう。だから、それ、ぜひというか、できるだけ新しいデータまで含み、新しい科学技術の進歩を取り入れてというようなことを何か——全部をやれるかといったら限界があると思うんですけど、できるだけというような言葉が必要かなと思っております。

以上です。

【委員】 先ほどの〇〇（政務三役）の安全度に係る問題ですけども、この有識者会

議と非公式な勉強会でもその辺についてはかなり議論をしたところだと思います。簡単に申し上げますと、財源が限られていて、計画上の工事といいますか、ダムがたくさんあるわけですから、全部できないというときに、そこを見直すというときに、安全度を下げることによってトータルとしての負担を減らすということは当然あり得ると思いますし、その場合は大きく減らせると思います。ただ、先ほど〇〇先生（委員）もおっしゃいましたが、国民に対して、これまでこれだけの安全を保障するという形ですべて整備を進めてきたものですから、ここで安全を保障しないと、危険な状態があってもお金がないからやむを得ないというのは、これはかなりメッセージとしては厳しいものがあるであろうと思います。したがって、ここでの考え方は、同じ安全度を保つにしても、ダム以外にもっと安上がりする方法があるとしたら、そちらを選択する。今、〇〇先生（委員）がおっしゃいましたように、最近の技術を使った場合にはそういう可能性があるのではないかと思います。その可能性、代替案を探ることについては共通理解であろうかと思えます。ただ、安全度については、では、実質的にどうなるのかというのは、実質的にそれほど達成するのが困難ではないというのが〇〇先生（委員）のお話ですし、そういうケースが多いということだと思いますし、ただ、実際問題としてそこはかなりシビアな話になってくると思います。それと、実際にダム以外の方法で同じ安全度が少ないコストで確保できるのかどうかということもかなり難しいところだと思いますし、この文章で「安全度を確保することを基本として立案する」という、お役所的に複雑な言い方をしているのは、そのこのところのニュアンスをかなり巧妙にあらわしているのではないかと感じております。ただ、実際問題として財源が限られているわけですから、仮に安全度を維持できるものをすべてつくるとした場合でも、現在の財源でも足りないことは間違いのないわけです。やらないということにしますと安全度を下げざるを得ないわけで、それ以外の方法でやると何をするかといいますと、通常、これまでもある程度行われてきたことですが、それらの事業に優先度をつけて、優先度の高いものから実施していく。裏返して言いますと、優先度の低いものは俗に言うところの先送りになってくると。その先送りされている間、期間は相当長期に及ぶわけですが、その間の安全度というものは低いままに置かれるということになるわけです。その辺をどのような形で表現をするのかというのが非常に難しいところだと思います。

〇〇（政務三役）の安全度については、私の理解ではこの会議ではそういう形で議論して理解しているところでございます。

先ほどの61ページのほうに関連して申し上げますと、そういう状況ですので、今までの法的手続きの考え方に従ってやりますと、これはそれぞれの整備局ごとに各事業ごとに適格性を判断するということになるわけですし、その手続きは整備されているかもしれませんが、基本的にそれは部分的最適解を求めるものだと思います。それぞれ部分的な評価基準でもって最適解が出てゴーサインが出たとしましても、全体としてのパイが限られていて、それにおさまり切れないとしますと、今の話ではございませんけれども、これは国全体を眺めながら優先度を判断しなければいけない。これは大臣の権限になるわけですが、その大臣がどのような形で優先度を判断して権限を行使したかということについては、国民に対してきちんとした説明責任が必要ではないかと思えます。その場合の判断基準というものをどうするのかと。私自身は、この有識者会議がその判断基準をある程度示す。それが共通認識であり、かつ個別的ケースに上がってきたものについても、我々がそれがきちんとその判断基準が適用されているかどうかということについての意見を申し上げるとするのは、この有識者会議の責任ではないかと、私はそのように解釈しているわけです。したがって、法的手続きの云々は、入る、入らない、いろいろあると思えますけど、一番重要な全国的に見て限られたパイを配分する際に、どういう優先順位をつけるかということについて、だれがどのような形で決めるのか、どういう判断で決めるのか、ここが一番、国民から見ても注目されているところではないかなと思っております。

【委員】 どうぞ。

【政務三役】 今のお話で申し上げますと、個別の河川の判断をするときに、また先生方のご見識、ご意見をぜひ私は承って判断をさせていただきたいと、このように考えております。ぜひまたその点もお力添えいただければありがたいと思えます。

あと、河川整備計画がない場合ですね、その場合はどうするのかというところは、これ、どう判断したらよろしいでしょうか。河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保すると、基本方針として。例えばA川なんかはないですよ。その場合はどういう判断基準で物事を考えるのかということについては、先生方、どのようにご判断されるんでしょう。

【委員】 例えば戦後最大を採用するとすれば〇〇台風のときの洪水量をとりますとご承知のように2万2,000になるのですよね。しかし、それを今時間的に考えて、20年、30年の間にその安全性を確保することは、これは到底不可能ですね。だから、それを整備計画に位置付けることには問題がある。例えば、今度、各ダムを検証しまして、その結

果、今までは整備計画の中で20年、30年の間にそれが効力を発揮するだろうと読まれていたものが実際によく精査してみると、そういうことは無理で、もっと先送りしなきゃいかんと。色々な問題が絡んで40年、50年先という場合がある。そうしたときの問題が出てくると思うんですよね。そうしたときに、時間がさらに先に延びると、効果発現がおくれるから今おっしゃったように整備計画の対象流量、そういうものを20年なら20年、30年なら30年の間に発揮されるであろう整備によって得られる安全度を対象にするしかないんです。整備計画を、実施期間というものを20年、30年というものに置くならですね。しかし、片一方ではそうじゃなくて、所期の安全度を確保するまでの期間をもっと延ばすことによってより効率的だし、費用もかからないしということなら、そこまで到達するまでの段階的な整備、そういうものが認められるかどうかという問題になるのでしょう。だから、整備計画レベルを目標にしますということは、ほとんどの河川で、A川を除けばそういった整備計画をこの何年かで作ってききましたから、今のところ、それ以上の河川の計画というのはないと考え、かつ、それが一番最新だとしますね。そうしますと、その対象流量というのは、先ほど申しましたような例えば戦後最大を対象にしています。これらのうちでダムを含んでいるものを今対象にするんですが、それと同程度の効果を期待できるほかの代替案を含んだものとを比較する場合、効果としては同じ安全率を目指さないことには比較ができませんから、それで整備計画レベルの洪水ということにしているわけです。ただ、そこらのとりようによって、出てくる結果はある意味では千差万別のものとなるかもしれません。先ほど言った時間軸もあるし、そこには載っていないけれども、実際にはそこへ投入できる資金、そういったお金と時間が全部絡んできますから、その結果を見てどう判断するかということは残るんですね、ただ単に同じ効果を上げさせる、安全率を確保するというので、その対象になるものは整備計画レベルのものしか考えられないと思います。だから、100分の1を目指しても、結果的には30年では50分の1の効果しか出てこないというものもあらわれるかも知れません。

【委員】　　ちょっといいですか。結局、整備計画ができているところは、それなりにその事務所の実力というのか、ある程度それに応じたばらまきといってもいいかもしれませんが、どれぐらいの予算がその事務所ではあって、20年、30年の間にどれぐらいできるかという話と、もう一つは、やはりその地域の洪水特性、すなわち、戦後最大とかを見計らいながら整備計画ができてきていると思います。ただ、まだできていないところが幾つかあるのは、やはり実力相当の金がその事務所に来ているかという問題とか、あるい

は、今までの整備が非常におくれているとか、おくれていないとか、進んでいるとか、いろんなことに対する考慮は今までされないで、慣習的にというかばらまき的にある程度予算は決まっていると思うんですね。だから、今後はやはりきちっとメリハリをつけたお金のつけ方というのを考えていかなきゃいけないのですが、もう一つ困るのは、やはり実力以上の大きな被害を受けたような流域が現にあるというところなんですね。でも、今の状況では、それなりの事務所なりその実力でやれるレベルを超えるようなことはやはりできないわけですから、やはりそこらには何らかの制限がかかってきます。すなわち、既往最大であるとか、今までの計画の200分の1を超えるような流量が出ている、雨が降っているところが出てきたときに、それを計画対象にしなきゃいかんのかという議論もこれからきっちりやっていかなきゃいけないことです。そうすると、もう一つの軸は、200年に一度の安全度、200年に一度の雨に対する、あるいは流量に対する安全度を確保するという基本方針であっても、今までの実力が低いときには、やはり30年、40年の間に50年あたりのところを目指すとか、常識的に今の実力でできるようなところで一番効果のあるものを探っていく。今まで決めたやつをそのままやっていくのじゃなくて、30年、40年でこれぐらいの予算だったら一体どんなところが目指せるんだということを考えることになるでしょう。安くてというのは、裏返せば、どれだけ効果的に施策を入れて、あるいは事業を入れて最大の効果を得るかという話になってきます。予算を決めて一番効果のあるやつをやるか、あるいは、これだけの、たとえば1/50ぐらいのレベルにするためには、どういう手法が一番安いとかいうふうな検討を、しっかり検証してもらえたらいいんじゃないかと思います。そういうところで、戦後最大が1/200だからとか1/150だからとか大きなものを引っ張り出して、実力以上の規模を検証対象としてくるところでは、やはり我々の基本的な考え方からは乖離しているという判断になるんじゃないかと思います。そういう意味で、整備計画ができていないからといってそんなに心配することはないんじゃないかなと考えています。世間では騒ぐでしょうけれども、やはり横並びに見て、お金の面と実力の面と見ると、そんなにとんでもないことはできないし、有識者会議でも指摘することになるというふうに考えています。

【委員】 今、〇〇先生（委員）、大変重要な指摘をしていただいたと思うんですね。それで、私はほんとうに金を実力に応じてばらまいていたのかなと。そこまで私、河川局を信用しないわけじゃなくて、信用しているつもりなんですが、だから、もしそうだとすれば、何だと。この中間まとめのときまでには、基本的な問題は今後の治水対策のところでも議論

すべき問題としてちょっと先送りしている。急いでダムにかわる問題を議論しようということであって、今のは実は私自身は避けて通ってきています。だけど、今、大変重要な指摘ですから、ついでに、〇〇先生（委員）もあるときに言われているんですけども、実力がある、なしで予算配分が決まるということもありますが、もう一方では、大きな災害が起こると、そのところにはどうしても国民の安全・安心を保つために投資されますよね。それと同じように、それじゃ、どういう予算配分をするのかというのは、大変大きい問題。その基本で、〇〇先生（委員）河川の災害、流域によって災害の形態がある、災害の特徴がある、流域特性がある。それに応じてデータを積み上げてきて、それに基づいて災害を減らすための対策をとっていくべきじゃないかと私は個人的に思っている。そういう意味で、国交省がそういうデータを積み上げて、その科学的な評価をしてこられたかどうか重要です。特に堤防の場合には、そのデータづくりを〇〇（組織名）でやっただけでいい。だから、それができ上がってくると、ほんとうに必要な対策を流域ごとに特徴を出して手当てができるようになっていくんだらうという意味合いで、希望を持ってやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

【委員】 私もちょうとだけ。今の議論は、要するに直轄の河川、これは大きい川ですよ。この流域にかなりの人が住んでいるわけで、ここの安全度というのは、あるいは安全度というよりもむしろ予算配分については、それなりに手当てされていると僕は思います。ところが、手当てされていないのは、ダムだけではないんですが、一般論で言ったら、地方のほうの二級水系なんですね。補助河川というか、二級水系、あるいはその支川があまり手当てされていないわけで、そこはどちらかというところと細々とやっている。予算がほとんどない。どうして改修しているかいうたら、災害復旧なんですね。災害復旧を当て込んで工事しているというのが実態だと私は思います。大部分がそれであって、何ぼかはやっていますけど、わずかな予算しかない。直轄の部分と二級水系あるいは支川の部分とは、極めて待遇というか状況が違っている。これは川の大きさとか、あるいは重要度とかそういうのが違うから、一概にはなかなか言えないですけど、そこで地方のほうの中小河川では悲鳴を上げているわけですね。今の議論は大体大河川を中心になされているのであって、私が、大河川も見ないわけじゃないですけど、小さな川へ行くと、ほんとうに3分の1ぐらい、3年に1回ぐらいは浸水している。そういうのが、たくさんあるわけですね。そこ、なかなか手つかずなんです。何とか整備計画をつくって今やろうとしているのはせいぜい

10分の1ぐらい。もちろん、基本方針は50分の1のがあるんですよ。そんなのとてもじゃないが、できないから、だから10分の1ぐらいで何とか改修をしている。それも10年以上はかかるであろうというのが、地方のほうの中小河川の状況。したがって、そこまでお金はなかなか行かないと。一方、直轄にしても十分かいうたら、必ずしもこれも十分じゃない。それはいろんなことがあると思うんですけど、その中で整備計画というのを考えていって、何とか地域のバランスとか利益のバランスをとりながらやっていこうというのが——そんなにお金はないんですよ、治水の。ないにもかかわらず、我々、河川技術者のほうが出してきた知恵が整備計画ではないかなと思う。決して大盤振る舞いしているわけではないと私は思うんですね。ダムについての議論はちょっとさておきまして、今、一般論の話をさせてもらおうとそういう状況です。

【委員】 よろしいですか。〇〇先生（委員）、いい指摘していただいたので、補足させてください。私は、堤防で直轄の部分が約1万キロ、その4割ぐらいが危ないんだという調査結果が出ているということを4回目で話をさせていただきました。さて、直轄でなくて県レベルでやっているのはどの程度あるのかと。ある県で、私、頼まれて講演をしました。当然、県でも調査業務をやっているんだと思っていた。100人ほど来られている中に「だれか調査されたことありますか」と言ったら、県で調査やれてないんです。全くやれてない。要するに、そういう予算がないんでしょうね。私はもうびっくりしまして、思わずもうこの講演はやめたほうがいいかと思つとるぐらい、そういう実態なんです。だから、国のレベルと地方のレベルとで相当な差がある。

以上です。

【委員】 ちょっと質問させてください。おそらくこの有識者会議でもまだまだ十分練れていない、これからの治水のあり方というところが今後出てきたらに対して、どう我々は対応するかというので、今後ともこの有識者会議を行うタイムスケジュールもどういうふうになっているか、後でちょっと事務局のほうに聞いておきたいんですけど。

それともう一つは、言葉の使い方として、例えばこの案は中止というのは、もう未来永劫絶対やらないという意味なのか。どの案でもいいですよ、ダムあるが、なかろうが。この案中止というのは、やりたいけど、お金ないからちょっと待つてよという意味の中止なのか。もう未来永劫ないというのは、これはそれを含む計画は廃止なのか。我々は中止という言葉が実はよくわかってないまま議論しているところもあって、ちょっとそこところ、わかったら教えてほしいんですけども。

【委員】 ○○（政務三役）。

【政務三役】 私が国会で答弁をしておりますのは、凍結、中止、廃止と3つの言葉を使っております。中止はやめると。やめる意思表示を中止と言っていて、ただ、例えば特ダム法を含めて法律的な手続きに入っていないために意思表示だけが中止であって、その法律も含めて中止の裏づけができるものが廃止と、こういうことですね。凍結というのは、まだどちらに転ぶかわからんということだと考えています。

【委員】 それでもう一つ質問なんですけど、これは今後の有識者会議の議論に出たテーマなんですけど、先ほどちらっと○○先生（委員）が言われた、こうやって議論しているうちにとんでもない大雨が降っちゃった場合、次どうするのという議論と、もう一つは、やるべきなんだろうけど、お金がないという現実問題に対して、要するに時間の解決というんですかね、悪く言えばほっとくとか、それしかないというのもあり得ますよね。当分ほっとく。だけど、小さい川なんかはかえってほっとかれたということなんだけど、そういうときに、法的にはつくるべきとあるんだけど、結論は出ているんだけど、現実にはお金がないときに、その時間の解決というのは、例えば災害が起きたとき不作為だと言われたときに、それに要するに国土交通省と大臣は、もしそういう判決——これ、先の話ですよ。そのときにうんと耐えなきゃいけない厳しい現実が出てくるわけで、それは限られた予算の中ですべてに投資するわけいかんで、どこかでちょっと待ってねというのも当然あるし、ほかとほかとのつり合いを考えたら、ちょっとこの2つ待ってねということもあり得る。その結果、とんでもない大雨降ったときには、どう判例が出るかも知らないけど、不作為ということもあり得るということを中心構えした上で議論しておかないといかんのかなと思っているんですけど。

【委員】 私はさっきも言いましたように、要するに治水の安全度、そういったものを考えた場合に、○○先生（委員）がおっしゃったように、これからの財政投資、それにはやっぱり個別のダムを検証・検討して戻ってくる、報告について個々の河川の問題。また、日本全体としては、ほんとうの重要性とか、あるいは国家的には防衛的な意味までも含めた重要性、また、緊急性というのは2つあると思うのですが、1つは、頻繁に災害に遭いながら、災害復旧はしているけれど、それでも非常に頻度の高い災害が起これば。それからもう一つは、さっきもお話があったように、要するに現状の安全度がものすごく低い、そういう河川についても緊急を要するのか、要しないのか。それも立地条件を考慮した重要度とかを考える。それらを判断して例えば予算づけをするというようなのは、まさにそ

それは政治なんですね。だから、そういう報告がそれぞれ返ってきて、それに対してもう少し、もっと高度な判断を世間のすべての人が納得できるような説明責任を果たした上でそれを決めるということが要求されると思います。そこはさっきの不作为ということにはならないと思うのですが、そこらはどうですか。

【委員】 それは裁判所が判断することでありまして、または三権分立という手前から、こちらは予断を持ってはいけないことでもあります。ただ誠実にそういった対策を進めて、怠ったということが言われなければ理解をしてもらえないのではないかと思いますけれども。

【委員】 ちょっとよろしいですか。今、整備計画の話から議論が出てきたと思うのですが、整備計画というのはダム一つだけで成り立っているわけじゃなくて、一つの治水というプログラムをやる中でダムと他の何かの施策をくっつけて整備計画の目標を達成しようとしているのです。だから、ダム、ダムと言っているんだけど、実は整備計画における一つのダムがなくなったときに、どんなメニューを持ってくるのかということであるということは、やっぱりしっかり考えておいてもらわないといけない。というのは、ほかのメニューはもう既に整備計画の中に張りついているわけだから、それはもうその一つのダムの代替案にはなり得ないわけです。それらが張りついた上で整備計画が成り立っているわけだから、例えば遊水地計画でもすでに計画に取り込まれたもの以外の遊水地計画などで整備計画のメニューをさらに膨らましていくとか、いろいろなもので整備計画が全体としてのトータルとして達成されるかどうかを考えないと治水の代替案にならないということが、まず一つ考えておかなければならないことです。

それからもう一つ、整備計画であるということにこだわるのは、さっきのダムが中止になったのかどうかという話なのですが、この整備計画の議論をしているときに一たん中止になるということだと認識しています。特に河川の場合は、基本方針という、将来的にどういうところまで治水の実力を上げていくのかというのは非常に大きな夢を持って立てているわけですが、その実現にはやっぱりいろいろなものが張りついている可能性があるわけですね。ところが、あんまり中止、中止と言うと、将来のことも含めて、もうそこには将来にわたってダムができないんだということをあんまり皆さんに思ってもらおうというのやっぱりおかしな問題だと思います。今、整備計画の中で議論するときには、ひとまず不要だと。ひとまず今のところは、このダムは作れない、そういうふうな形できちっと、それをやるのが今回の中止なんだということを我々認識しておかないといけないと思います。さもないと、そう簡単にやめられないという人も出てくるし、中止と言われた

ら、一生どころか何世も先までできないというのでは実際将来困ることもあるでしょう。そういう意味で、計画が階層性になっていることは非常に重要な特徴です。基本方針というのは、「そんな出来そうもない計画を持って何しているんだ」と、都市計画ぐらいの時空間的に小さな議論をやっている人からは言われるのだけれども、やはりそういうふうな展望を持ってやっているということも非常に重要な側面です。中止というのは、整備計画の考えているような年限の中で一番最初にやるメニューとしては適切でないというところでやっぱり的確に判断して行って、そういうようなものはやはり今回の整備計画からは除いていくことが大事だということです。そういう視点はやっぱり、少なくとも今から30年の間、どんなふうな財政立て直しをやっていくかとかいう中で非常に重要な考え方になると思いますので、中止の話と整備計画の話というのはそんな関係にあるということを一言申し上げておきます。

【委員】　　ちょっとよろしいですか。ちょっと私、〇〇先生（委員）と違う理解もあるんですけども、基本方針から整備計画になったときに、基本方針のほうに入っていたダムが、要するに確率は下がったのにそのままの大きさをそのまま残っていて、ほかの治水対策、河道だとかほかの部分の落っこっているという、それで基本方針と整備計画がセットでできているというケースが結構あって、ダムというのはそういうふうに動いていたところがあるんじゃないかと思うんですね。一たび全体の中にあれば、計画が小さくなってきても、その大きさのダムだけはずっと残っていて、ほかのものが落ちていくと。それがあると、多分、先ほどの最初の話に戻れば、個別ダム検証の「カ」のところの整備計画というのにくっついているダムというのは、わりとかなり大き目なものがくっついているというケースがあるのかなと。だから、先ほど〇〇（政務三役）がご指摘になったことというのは、そういうダムばかりではないと思うんだけど、そういうものについてこのままやると、代替案が大きくなり過ぎて考えつかないものが出てくると。で、やっぱりダムに戻っちゃうというようなことはないのかということじゃないのかなと、今、伺ったんですけど。

【委員】　　違う違う、逆や、それは。全く。

【委員】　　そうじゃなくて、大きなダムでも整備計画上の機能について代替するだけで、大きなダムの大きな機能をそのまま代替するものを考えるのではなくて、整備計画上持っているダムの機能を代替するということやっていかないと。と、私はそういう理解をしています。

【委員】 私もね、それは何度もここで議論したわけ。そうでなくて、逆であって、ダムが仮に基本方針に従って200分の1を対象——100分の1でも200分の1でも、そういうふうな洪水を安全に流すようにため込むような大きな施設をつくったとしても、それは整備計画では、数値言うたらわかりやすいので、30分の1に設計されているんです。したら30分の1の水しか流さないわけ、実際は。それに耐え得るようにダムを操作する。そうしたらね、過大なものをダムは設計するわけですから、ものすごい費用がかさむはずなんです。それと代替案を比較したら、代替案のほうが安くなるであろうというのが私どもで、それはもう何度もここで議論しました。ただ、そのときに、何度も言いますように、安全度を一定にしないと、一方は100分の1でやっています、一方は30。だけど、たとえダムが100分の1とか200分の1、基本方針に従ったような考え方でダムが設計され、つくられたとしても、これはですね、ダムというのはなかなかつくりかえることが難しいからというので大きい容量のものを考えると。そうしたら、そのコストはものすごくかさむわけですね。一方、30分の1しかやらんわけですから、ダムがなかったら、その30分の1の河道を考えていけばいいと、こういうことで比較していくわけですから、普通で考えれば、よっぽどのことがない限り30分の1やったら30分の1のほうが安くなる、その河道整備のほうが安くなる。私の経験したやつでは5分の1、6分の1になっているわけ。だから、それはどれでもそうなるとは言えないですけどね、私の実感としては、何度も言っているようにそういうふうな値になっている。だから、それを100分の1でやったらものすごい大きなものになりますが、これはそういうことはしないということをお我々ここで何度も議論したわけね。安全度については整備計画のレベルのものを取りましょうと。数値的にはいろいろありますけれども、そういうことだと思います。

【委員】 よろしいですか。8時前に終わるという話ですので、この報告の内容について一言だけ、申し上げておきたいと思います。最終的に地方整備局なり何なりが大臣のもとへ出す報告の件ですけれども、別添の資料2で67ページに書いてありますが、今までの議論を聞いて私自身思うんですけれども、要するに、代替案として検討された4つか5つか知りませんが、それらの案について、どういうものであり、そしてそれをどう評価したか、そして最終的に第1順位をなぜこれにしたかという情報を報告として上げていただくようにしていただきたいと思います。これを読むとそういうふうにも読めないことはないんですけれども、何となく対応方針になって、なぜそれを決めたかが明らかにならない可能性があると思います。決定理由の中に比較評価が入っているのかもしれない

けれども、それは多分、最終的に評価する場合にかなり重要な情報ではないかと思えますので、要望ですけれども、どこかに明記をしていただきたいと思います。

【委員】 もう一つお願いします。私はこの答申案はよくできていると思って、大体これでもいいと思っているんですけども、だから、ここから先の話なんですけど、これ、出すと、パブリックコメントでいろいろな意見が多分来ると思うんです。そのときに、これはあくまで現状の計画に対してどうだというようなことを出していると。大体の現状の計画に対してこういうふうに取りまとめてくださいというつもりで出していると。ところが、国民というのはあらゆる条件であらゆることを言いがちですよ。それは結構なことなんですけど、例えば前回この本会議が終わった後、私、帰りがけに〇〇（政務三役）とちょっと立ち話しましたが、そのときに、例えば遊水地なんてものが気楽に気軽にできるなら、かなりの遊水機能を持たせてダムをつくらなくてもいいんだけど、現実にはそんな簡単にどいてくれないと。そこがなかなか、もうダムでやるしかないみたいなのが、ずっとやってきた一つの経緯もあるわけですよ。これから先、ここから先の話なんですけど、要するに、これから先、50年、100年後もこのままの地域のあり方ですとずっと行くのであったら、大体結論がかなり制約されてくるんですけども、例えば低炭素社会実現に向けて集約的な農村の形をつくらうとか、それに伴って集約的な農業をやろうとか、何かそういうものとの——今後はですよ。コンビネーションを考えないと、多分今のままでは遊水地なんていうのは絵にかいた餅で、永遠に、そんなちょっとやそっと動かないか、莫大な金をつぎ込まないと動いてくれないかというような、どっちになってしまって、50年、100年後の方向性に向かってばらばら、ばらばらと住んでいることでほんとうにいいのか、そこで集約したことがいいのかとか、こういう未来志向のそういう政策との組み合わせで遊水機能を持たせた土地ができるなら、ダムはこうだねというような、だから、案が出てきたときも、「政策の中で実はこうすればもっとこうならない？」というようなフィードバックの機能、だめだから差し戻すんじゃないしに、こういうことを考えられないかというような意味のフィードバックもあり得るんじゃないかと思っているんですけどね。

【委員】 ちょっとよろしいですか。先ほどから安全度と整備計画のお話を伺っていますが、河川の整備計画が具体的にどういうものか私は必ずしもよく知らないんですけども、全般にこれまで我が国の戦後の国土計画というものに関して申し上げますと、本来ならば、国土を整備していくために限られた資源をどういうふうにするのが合理的かという一つの指針であったと思います。しかし、これはある程度仕方がないのかもしれませんが

れども、ある時点から、計画に従って整備を進めるという国民に対する明確な約束としての意味付け、位置付けがなされてきたと思います。したがって、右肩上がりのときには順次その資源をあらかじめ定められた計画に従って配分をしてきたわけですが、特に90年代以降、パイの増分がなくなったときに、計画が今度は非常に硬直的な形で財政を縛るツールといたしましょうか、かせになってしまったと思います。逆に言えば、そうであるからこそ、いろいろと要望する方は計画に書き込んでもらおうということでものすごく政治的に動いたということがあって、それが今の計画のあり方にまだ尾を引いていると思います。都道府県のほうでは、90年代の前半ぐらいまでかなり総合計画をつくっておりました。今でもつくっているところがありますけれど、90年代の後半から、幾ら夢のような形の計画を書いても実現しない、虚しいという雰囲気が漂ってまいりまして、それから計画をつくるどころもかなり減ってきたと思っております。資源を効率的に使うためには計画という行政上のツールは大変有効なんですけれども、それが絶対果たさなければならぬ約束で、それを証文として突きつけるというような形で計画が使われるということになりますと、資源の効率的利用は非常に難しい。むしろ、私も最近では、行政上の計画について言えば、優先順位をつけて、資源量に応じてどこを後回しにするかというような、そうした指針として計画というものを位置付けるほうが有効なツールになるのではないかと考えております。

そのことと関連して言いますと、先ほど不作為の話がございましたけれども、計画上に位置付けられているから、やらないのが不作為という言い方をされることが多いように思います。あるところが不作為で、だから作為をしなければならないということになりますと、今の限られた資源ではほかのところで不作為が生じるだけの話であって、そこはやはり政治的な判断をきちんとする必要があるでしょう。そのために、どこまで検討したかという情報を整備していくと。それが今回のこの仕組みの一番重要なところではないかなと思っております。

以上です。

【委員】 それでは、もう2分ぐらいですね、すみません。いろいろ、この3章と10章、そういったものに関しましてご意見が出ました。一応、この本文をきょうのご意見に従っていろいろちょっと手直しをする必要があるかと思うんですが、私、今までのご議論を承っておりますので、その後の手直しというか、訂正については、〇〇先生（委員）にお任せ願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【委員】 よろしゅうございますか。

(「はい」「異議なし」「はい、結構です」の声あり)

【委員】 そういうふう処理させていただきたいと思います。

それでは、これは次の議題、すぐなんです、次の議題としては、先ほど申しましたように、いわゆるパブコメ、意見募集、これについてですね。手元に資料2としてお配りしておりますので、事務局からこれを簡単にご説明。

【事務局】 はい。では、お時間限られていますので、手短にご説明します。資料2として4枚ほどの資料がございますけれども、最初5行ほど、この会議が設置されて検討が進められたことがありまして、その後、「このたび、」ということで、この中間取りまとめ(案)が作成された。先ほどのご討議で若干の修正について〇〇先生(委員)に一任されましたが、これが作成されましたので、意見募集をするということで、以下、要領がございます。

基本的には、冬に、半年前に行ったものと大きく変わってございませんので、個々のご説明は省略いたしますけれども、期間としては、この募集を開始してから1カ月間をとることで行くと。提出方法、提出先等々は、前回とおおむね同じでございます。

以上でございます。

【委員】 はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かご意見ございますでしょうか。これでよろしゅうございますか。

【委員】 すみません、この意見募集をした後の中間とりまとめへの反映の仕方というのはどういうイメージを持ったらいいんでしょうか。意見が出て、聞き置くだけなのか、それを含めて我々がもう一度会議をやって議論をする余地があるのかどうか、そこを伺いたい。

【事務局】 まだこれは〇〇先生(委員)のご指示をいただきながら準備しますが、一般的には、こういう案文を公表したときの意見募集というのは、寄せられた意見に応じて場合によっては本文の修正をされる場合もございます。あるいは、寄せられた意見に対して会議としての見解を述べるという場合もございますので、それが多分一般的な方法だと承知しておりますので、具体的なやり方についてはまた〇〇先生(委員)のご指示をいただきながら準備をさせていただきたいと思います。

【委員】 当然のことながら、地方とか、今後、大臣のほうから指示とか都道府県に依

頼されると。それに先立って、当然、パブコメの結果はわかるわけですから、その中の意見をどういうふうに反映させるかということについて、有識者会議を開かせていただいて、それで決定した上で地方へ流してもらおうと、こういうことになると思います。意見募集を行い、広く国民の意見を聴くということになります。一方で、今回のダム検証に係る検討にあたっての都道府県などその意見を聴くということも非常に重要ではないかと思います。したがって、一般のパブコメとあわせて、できれば事務局から地方整備局とか水機構とか、あるいは都道府県に意見照会をしてもらいたいと思っております。いろいろな質問など多岐にわたってあると思いますので、そういった意見照会を事務局から働きかけていただくということが必要じゃないかと思います。そうした都道府県等の意見に対応することによって、この検証作業が適切に順調に進むということを期待しているわけであります。ただ、実際にそういった検証を進めていく過程で、治水対策の立案とか、あるいは評価の問題、そういうものについてさまざまな疑問点が出てくるかと思っております。そういった検証の過程におきまして、そういった疑問に対しましても、この有識者会議としてどう対応していくか、そういうことについてもお諮りしたいと考えておりますので、具体的な対処方法、対応方法というのはまたご相談いたしますけれども、そういう点でも今後とも各委員のご協力をお願いしたいということであります。

それでは、ほかにないようでしたら、以上で本日予定した議事すべて終了させていただきます。

次回の会議ですが、これはパブコメを行いまして、いただいたご意見について、先ほど申しました、ある程度整理ができた段階で開催をいたしまして、そして意見募集の結果を踏まえて中間とりまとめについて最終的にどういう取り扱いをするか、そういった討議をすることにいたします。そういうことですので、ひとつまた日程調整等行っていただいて決定したいと、こう思っております。ひとつよろしくお願いたします。

【事務局】 もう〇〇先生（委員）がおっしゃったとおりで、事務局のほうから次回は日程調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

【委員】 それでは、どうも長時間ありがとうございました。

— 了 —